

議案第 1 1 7 号

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 6 年前橋市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 5 の項を次のように改める。

1 5 前橋市下増田運動場

区分			使用料					
			6 時～ 9 時	9 時～ 1 2 時	1 2 時～ 1 5 時	1 5 時～ 1 8 時	1 8 時～ 2 1 時	時間外 (1 時間 当たり)
占有 利用	天然芝サ ッカー場	1 面	15, 000 円	15, 000 円	15, 000 円	15, 000 円	—	5, 000 円
	人工芝サ ッカー場	1 面	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	1, 000 円
	野球場		1, 020 円	1, 020 円	1, 020 円	1, 020 円	—	340 円
放送設備		一式	480 円	480 円	480 円	480 円	480 円	—
ク ラ ブ ハ ウ ス	多目的室	全面	1, 380 円	1, 380 円	1, 380 円	1, 380 円	1, 380 円	460 円
		半面	690 円	690 円	690 円	690 円	690 円	230 円
	会議室		240 円	240 円	240 円	240 円	240 円	80 円
	ロッカー室 A・B		600 円	600 円	600 円	600 円	600 円	200 円

別表中備考 7 を備考 8 とし、備考 6 を備考 7 とし、備考 5 の次に次のように加える。

6 前橋市下増田運動場の天然芝サッカー場、人工芝サッカー場及び野球場の占有利用において、高校生以下の者を対象とした競技会その他これに類する催しのために利用する場合又は高校生以下の者が利用する場合は、この表の15の項に定める使用料の2分の1の額の使用料を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の15の項及び同表備考6の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。